

「自然公園法第22条第3項第2号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件（慶良間諸島国立公園（仮称）」（環境省告示）の意見募集（パブリックコメント）の実施結果の公表について

1．意見募集方法の概要

（1）意見募集の周知方法

環境省ホームページにて掲載、記者発表（プレスリリース）、資料の配付

（2）意見提出期間

平成25年8月22日（木）～平成25年9月20日（金）までの30日間

（3）意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール

（4）意見提出先

環境省 自然環境局 国立公園課

那覇自然環境事務所 国立公園・保全整備課

2．意見募集の結果

意見の提出数 電子メールによるもの1通

整理した意見数 2件

3．意見の概要と対応方針について

別紙のとおり。

4．今後の予定

平成26年3月 官報告示

別紙：提出されたご意見の概要と対応方針

ご意見の概要	対応方針
<p>捕獲規制区域は、チービシ及び前島周辺海域も含めるべき。捕獲規制動植物に指定されている生物が生息しているだけでなく、サンゴ類をはじめとする生物の捕獲や損傷による種数・生息数の減少が懸念されている。沖縄本島西岸のサンゴ礁へのサンゴ幼生供給源でもあり、減少傾向にある沖縄本島周辺海域の造礁サンゴ群集の自然再生を図るためには、チービシ及び前島周辺海域を含めた、海域公園地区全域を対象とする設定が重要と考える。</p>	<p>当省としてもチービシ及び前島周辺海域の重要性は十分に理解しており、頂きましたご意見は、今後の国立公園としての管理に活用させて頂くほか、次回の指定動植物の見直しの際に参考とさせていただきます。</p>
<p>採補規制動植物(案)には、貝類が1種のみ、また海藻草類と甲殻類が含まれていない。漁業対象種を除く貝類、海藻草類、甲殻類は、多様なサンゴ礁生態系を形成する重要な一要因である。ケブカフデモ(絶滅危惧類、和名ダジクラズスとして)の生息も、本海域で確認されており、指定動植物(案)より、多くの学術的価値のある種、海域景観の構成上特筆すべき重要な種、固着性があり観賞用で採取されるおそれの高い種が生息していると考えられることから、指定動植物(案)についての再検討を望む。</p>	<p>お示しした採補規制動植物(案)は、当省で実施した当該海域の調査結果に基づき地域の関係者との合意形成を図り作成したものです。ご意見頂きました動植物についても、次回の指定動植物の見直しの際に、調査やヒアリング等により必要な知見の収集を行うとともに、地域の関係者との情報共有や合意形成を図ることで、採補規制の必要性について検討を進めていきます。</p>